

生産緑地地区の追加指定について

お気軽に
ご相談ください

生産緑地制度

【指定要件】

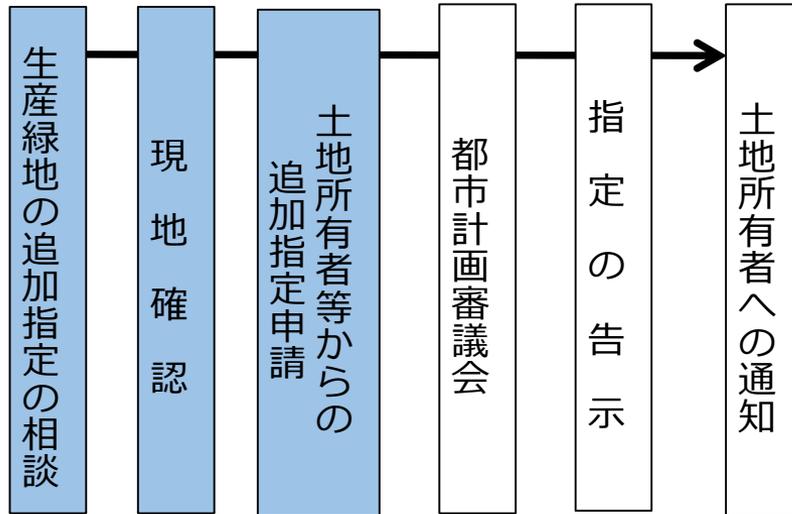
- ・ 300㎡以上の一団の農地 * 1
- ・ 1月1日現在、農地として営農している

* 1 同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能です。ただし、個々の農地はそれぞれ100㎡以上で、概ね500mの範囲内に存するもの。

【税制措置】

- ・ 固定資産税が農地課税
- ・ 相続税の納税猶予制度が適用

【手続の流れ】



随時相談受付

(締切) 毎年12月末

税の優遇措置

1月1日遡及適用

- ・ 農地を生産緑地に追加指定したい場合には、**前年の12月末まで**に下記問合せ先までご相談ください。
- ・ 1月1日以降に土地所有者立会いの下、農地の現況を確認します。
- ・ 市が、生産緑地の指定要件を満たすことが確認できた場合には、追加指定の申請をお願いします。
- ・ 都市計画審議会を経て、**1月1日に遡って**生産緑地として指定します。

【問合せ先】 小金井市環境部環境政策課緑と公園係（市役所第二庁舎4階）

電話 042-387-9860

E-mail s040199@koganei-shi.jp